

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月24日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ
株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 ステート・ストリート日本債券インデックス・
オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】 当初申込期間 1,000億円を上限とします。
継続申込期間 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年4月20日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年6月16日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」という。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

<略>

基準価額は、販売会社（後記「(8)申込取扱場所」を参照）にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

<訂正後>

<略>

基準価額は、販売会社（後記「(8)申込取扱場所」を参照）にてご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA日本債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

ファンドは、日本の公社債等を投資対象とする「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド¹」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的に日本の債券市場（NOMURA-BPI総合指数）²の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

¹ 米国ボルカー・ルール¹の適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月末を目途に「日本債券式インデックス・マザーファンド」に変更する予定です。

² NOMURA-BPI総合指数とは、野村証券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。また、野村証券株式会社は、当該インデックスの正確性、

完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

< 略 >

当ファンドが該当する商品分類

< 略 >

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア			TOPIX
不動産投信	日々 その他 ()	中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (NOMURA-BPI 総合指数)
その他資産 (投資信託証券 (債券))		中近東 (中東)			
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 一般))	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの目的

当ファンドは、日本の公社債等を投資対象とする「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド[※]」受益証券に投資することにより、中長期的にNOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行うことを基本とします。

※米国ボルカー・ルール[※]の適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月末を目途に「日本債券インデックス・マザーファンド」に変更する予定です。

ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本の公社債等市場に投資します。
- 2 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
※ファミリーファンド方式については、「ファンドの運用の仕組み」をご覧ください。
- 3 NOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの運用の仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※マザーファンドには、「ステート・ストリート日本債券インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

投資対象とするマザーファンドの概要

■ ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、NOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象	わが国の公社債等
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。 ・ 債券組入比率は原則として高位を維持します。

■ 主な投資制限

1. マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
2. 公社債の実質投資割合には制限を設けません。
3. 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 原則として、外貨建資産への実質投資は行いません(外貨建資産割合は0%)。
5. 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

■ 収益分配方針

毎決算時(原則として3月5日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等全額とします。
 - ② 分配対象収益についての分配方針
分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - ③ 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

■ 収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

<訂正後>

ファンドは、MA(マルチアセット)ファンドシリーズ¹の一つであり、日本の公社債等を投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド²」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資することにより、中長期的に日本の債券市場(NOMURA-BPI総合指数)³の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

1 MA(マルチアセット)ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行うインデックス型商品群の総称です。

2 米国ボルカー・ルールの適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月31日付にて、ファンド名称から“ステート・ストリート”を削除しました。

- 3 NOMURA-BPI総合指数とは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

< 略 >

当ファンドが該当する商品分類

< 略 >

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	日経 225
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	TOPIX
	日々	オセアニア		
		中南米		
		アフリカ		
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)	その他 (NOMURA-BPI 総合指数)	
その他資産 (投資信託証券 (債券))		エマージング		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券 一般))	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
対象インデックス	その他	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの目的

当ファンドは、MA(マルチアセット)ファンドシリーズ^{※1}の一つであり、日本の公社債等を投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド^{※2}」受益証券に投資することにより、中長期的にNOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。

※1 MA(マルチアセット)ファンドシリーズとは、日本および海外の幅広い資産クラスを投資対象とし、各種指数に連動した投資成果を目指して運用を行うインデックス型商品群の総称です。

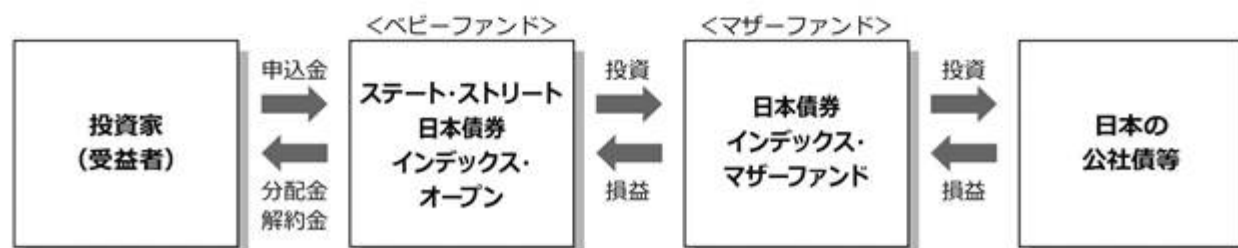
※2 米国ボルカー・ルール^{※2}の適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月31日付にて、ファンド名称から“ステート・ストリート”を削除しました。

ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本の公社債等市場に投資します。
- 2 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
※ファミリーファンド方式については、「ファンドの運用の仕組み」をご覧ください。
- 3 NOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの運用の仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※マザーファンドには、「ステート・ストリート日本債券インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

投資対象とするマザーファンドの概要

日本債券インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、NOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象	わが国の公社債等
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。 ・ 債券組入比率は原則として高位を維持します。

主な投資制限

1. マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
2. 公社債の実質投資割合には制限を設けません。
3. 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
4. 原則として、外貨建資産への実質投資は行いません(外貨建資産割合は0%)。
5. 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

収益分配方針

毎決算時(原則として3月5日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等全額とします。
 - ② 分配対象収益についての分配方針
分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - ③ 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

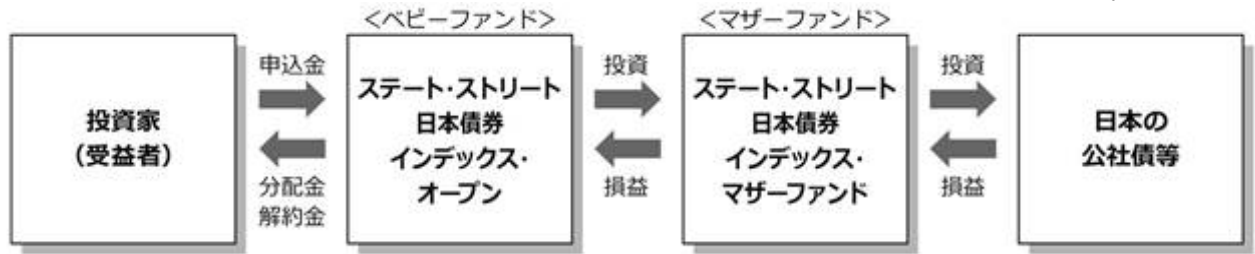
収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

<略>



< 略 >

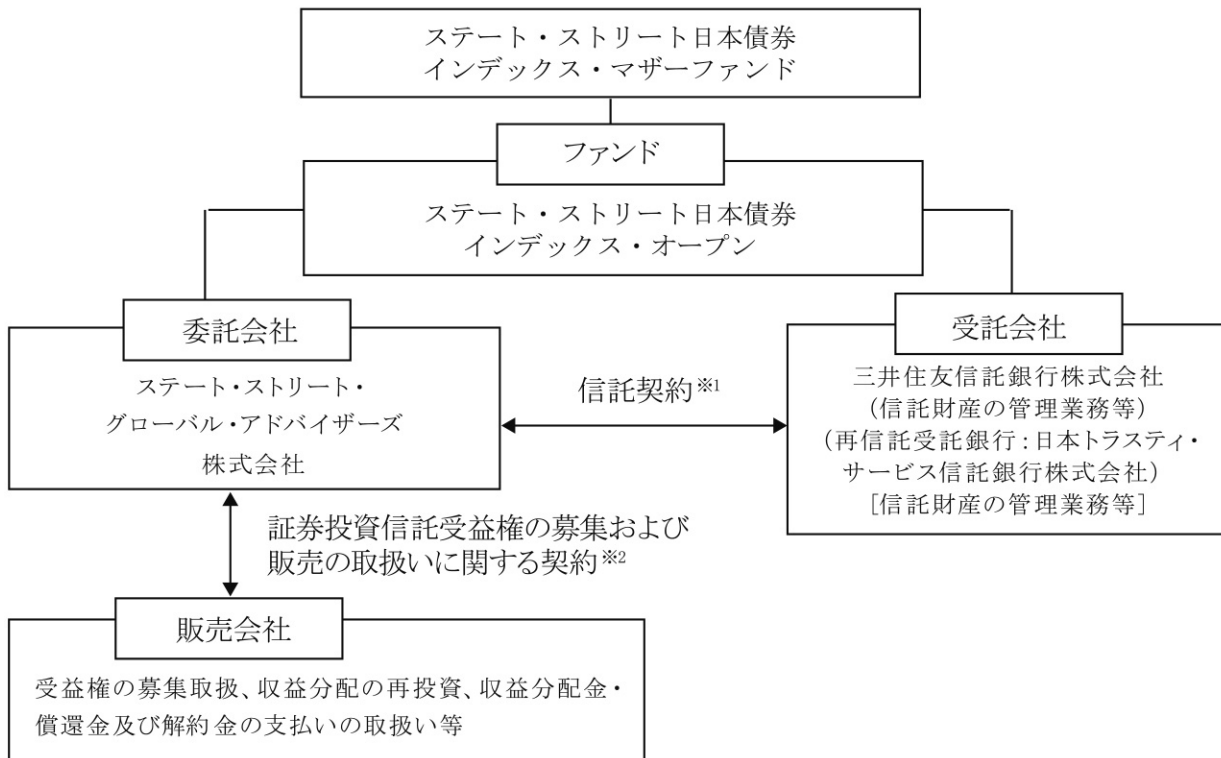
ファンドの関係法人

< 略 >

3) 販売会社

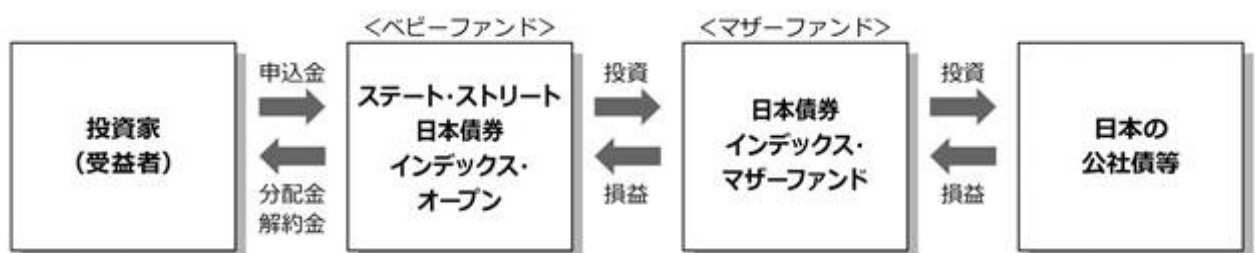
< 略 >

ファンド関係法人



< 訂正後 >

< 略 >



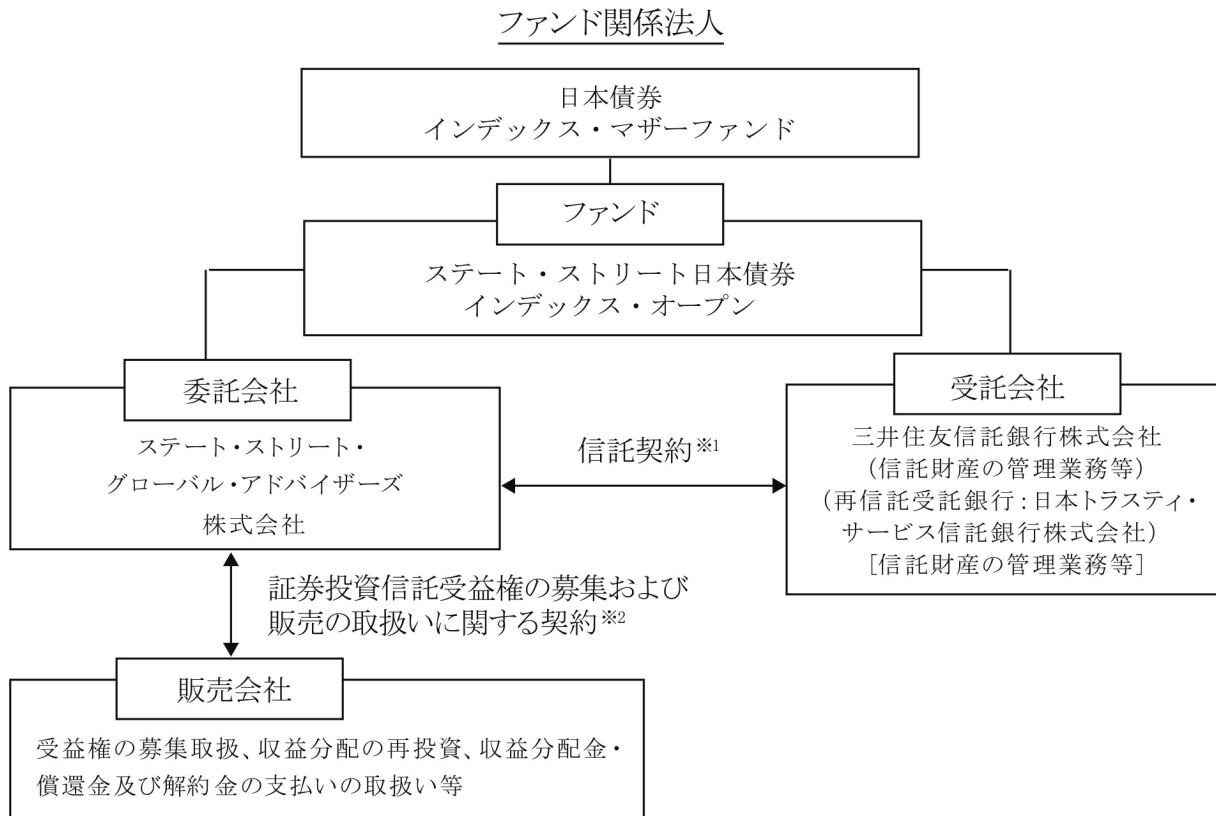
< 略 >

ファンドの関係法人

< 略 >

3) 販売会社

< 略 >



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< 訂正前 >

ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。なお、投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

日本の公社債等を投資対象とする「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券に投資することにより、中長期的にNOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

< 略 >

< 訂正後 >

日本債券インデックス・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。なお、投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

日本の公社債等を投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券に投資することにより、中長期的にNOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

< 略 >

（２）【投資対象】

< 訂正前 >

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第15条第1項）。

< 略 >

< 訂正後 >

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「日本債券インデックス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第15条第1項）。

< 略 >

（５）【投資制限】

< 訂正前 >

< 略 >

（参考）「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

（参考）「日本債券インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「日本債券インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

< 略 >

4【手数料等及び税金】

< 訂正前 >

(1) < 略 >

(2) < 略 >

(3) 【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の合計額とします。

- ・以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下のとおり支払われます。

	報酬額（年率）	役務の内容
信託報酬率合計	0.1512%（税抜0.14%）	

配分	委託会社	0.108%（税抜0.10%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.0108%（税抜0.01%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	0.0324%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

< 略 >

< 略 >

< 訂正後 >

(1) < 略 >

(2) < 略 >

(3) 【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の合計額とします。

- ・以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下のとおり支払われます。

		報酬額（年率）	役務の内容
信託報酬率合計		0.1404%（税抜0.13%）	
配分	委託会社	0.0972%（税抜0.09%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.0108%（税抜0.01%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	0.0324%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

< 略 >

< 略 >

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 訂正前 >

< 略 >

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけます。

また、原則として、算出日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

< 訂正後 >

< 略 >

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA日本債」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) <略>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成27年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成27年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成28年6月17日より受益権の募集取扱等を開始する予定です。

<訂正後>

(1) <略>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成27年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成27年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。